

2015年9月8日

大韓民国 特許庁 御中

一般社団法人日本知的財産協会
フェアトレード委員会
常務理事 櫻井 克己

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案」に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案」について精査させていただきます。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料： 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案」に対する意見

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会

事務局長 西尾 信彦

TEL：81-3-5205-3433

FAX：81-3-5205-3391

Email：nishio@jipa.or.jp

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案」に対する意見

件名	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案に対する要望①
現状／問題点	改正案18条1項1号及び2項1号では、不正取得や不正開示が介在したことを知らずに営業秘密を転得した者（以下、善意取得者と称します。）が、不正な利益を得る目的が生じて当該営業秘密を使用した場合、当該行為も処罰対象に含むという理解で宜しいでしょうか？ 善意取得者が事後的に悪意に転じたとしても、取引等によって取得した営業秘密を使用する行為が、刑罰の対象となるのであれば、取引を委縮させる恐れもございます。
改善希望	善意取得者による使用行為等は、民事的救済に留め、刑罰の対象から外して下さいますようお願いいたします。

件名	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案に対する要望②
現状／問題点	改正案18条1項2号Aでは、外国において使用されることを知りながら、営業秘密を使用する行為が含まれるところ、具体的にどのような行為を想定されているのか不明でございます。
改善希望	具体的な行為が特定できるよう規程頂くか、ガイドラインなども別途作成し明確にして頂くようお願いいたします。